

大垣市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱

制定 令和元年10月1日 決裁
<最終改正> 令和3年6月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、甚大な自然災害が発生した際に、被害を受けた被災者に対し、その生活及び住宅の再建に資するため、被災者生活・住宅再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害で次に掲げるものをいう。

- (1) 岐阜県内又は隣接県内で被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されたもの
 - (2) 局地的な災害のため、法が定める適用要件を満たさないものの、当該局地において相当程度の被害があり、岐阜県知事と協議し、市長が特に必要と認めたもの
- 2 この要綱において「被災世帯」とは、自然災害により被害を受けた次の各号に掲げる世帯として、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 全壊世帯 自然災害により専ら生活の本拠として現に居住のために使用している住宅（以下「居住用住宅」という。）の全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は居住用住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 居住用住宅の損壊した部分の床面積が当該居住用住宅の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの
 - イ 居住用住宅の主要な構成要素の経済的被害を当該居住用住宅全体に占める損害割合で表し、当該居住用住宅の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの
 - (2) 解体世帯 自然災害により居住用住宅が半壊し、又は居住用住宅の敷地に被害が生じ、当該居住用住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該居住用住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該居住用住宅を解体し、又は解体されるに至ったもの
 - (3) 長期避難世帯 自然災害により大規模な土砂災害等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住用住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるもの

(4) 大規模半壊世帯 自然災害により居住用住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該居住用住宅に居住することが困難なものとして次のいずれかに該当するもの（前2号に掲げる世帯を除く。）

ア 損壊部分が当該居住用住宅の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの

イ 居住用住宅の主要な構成要素の経済的被害を居住用住宅全体に占める損害割合で表し、当該居住用住宅の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもの

(5) 中規模半壊世帯 自然災害により居住用住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であるものとして次のいずれかに該当するもの（前3号に掲げる世帯を除く。）

ア 損壊部分が当該居住用住宅の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの

イ 居住用住宅の主要な構成要素の経済的被害を居住用住宅全体に占める損害割合で表し、当該居住用住宅の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のもの

(6) 半壊世帯 自然災害により居住用住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものとして次のいずれかに該当するもの（第2号から前号までに掲げるものを除く。）

ア 損壊部分が当該居住用住宅の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの

イ 居住用住宅の主要な構成要素の経済的被害を当該居住用住宅全体に占める損害割合で表し、当該居住用住宅の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のもの

(7) 床上浸水世帯 自然災害により居住用住宅の床より上に浸水したもの又は土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの（前各号に掲げる世帯を除く。）

（支援対象者）

第3条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、被災世帯の世帯主とする。ただし、被災世帯の世帯主が死亡した場合には、当該世帯において新たに世帯主となった者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、支援対象者が法に基づく支給を受ける場合には、この要綱による支援を行わない。

（支援金の区分、支給額等）

第4条 支援金は、基礎支援金（住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。以下同じ。）及び加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。以下同じ。）とし、その額は、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。ただし、大垣市災害見舞金等支給要綱（昭和55年告示第3号）第3条の表に規定する災害見舞金(1)

の支給を受けた場合については、別表に定める額から支給を受けた災害見舞金の額を控除した額とする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、大垣市被災者生活・住宅再建支援金支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 罹災証明書
- (2) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯全員の構成が確認できる証明書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 解体に係る基礎支援金を申請する場合 解体証明書や登記簿謄本(滅失登記簿)等居住用住宅に半壊の被害があり、又は居住用住宅の敷地に被害を受け、当該居住用住宅をやむを得ず解体した事が確認できる証明書(敷地被害による解体にあつては、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書の写し等居住用住宅の敷地に被害を受けた事が確認できる証明書を含む。)
- (2) 長期避難に係る基礎支援金を申請する場合 長期避難世帯に該当する旨の証明書
- (3) 加算支援金を申請する場合 居住用住宅の建設、購入、補修又は賃借を行うことを示す契約書の写し等、経費の内訳が確認できる書類

(申請期間)

第6条 前条の支給申請は、自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに行わなければならない。

(支給決定)

第7条 市長は、第5条の申請があつたときは、内容を審査し、支援金を支給することを決定したときは、大垣市被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書(第2号様式)により、支援金を支給しないことを決定したときは大垣市被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の支給を決定した場合は、速やかに支援金を支給するものとする。

(状況報告)

第8条 加算支援金の支給決定を受けた者は、住宅の建設、購入、補修又は賃借が完了したときは、速やかに大垣市被災者生活・住宅再建支援金完了報告書(第4号様式)に申請内容どおりに住宅の建設、購入、補修又は賃借が完了したことが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) 第5条に規定する申請内容どおりに住宅の再建をしなかったとき。
- (3) その他市長が支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 支援金の受給者は、前項の規定による支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 支援金の受給者は、第1項の規定による支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、支援金の受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

（単位：千円）

区分	基礎支援金		加算支援金		合計金額
	居住用住宅の 被害の程度	金額	居住用住宅の 再建方法	金額	
複数世帯	全壊	1,000	建設・購入	2,000	3,000
	解体		補修	1,000	2,000
	長期避難		賃借	500	1,500
	大規模半壊	500	建設・購入	2,000	2,500
			補修	1,000	1,500
			賃借	500	1,000
	中規模半壊	—	建設・購入	1,000	1,000
			補修	500	500
			賃借	500 (法対象者にあ っては、250)	500 (法対象者にあ っては、250)
	半壊	500	—	—	500
床上浸水	300	—	—	300	
単数世帯	全壊	750	建設・購入	1,500	2,250
	解体		補修	750	1,500
	長期避難		賃借	375	1,125
	大規模半壊	375	建設・購入	1,500	1,875
			補修	750	1,125
			賃借	375	750
	中規模半壊	—	建設・購入	750	750
			補修	375	375
			賃借	375 (法対象者にあ ては、187.5)	375 (法対象者にあ ては、187.5)
	半壊	375	—	—	375
床上浸水	225	—	—	225	

(注)

- 1 「複数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 「単数世帯」とは、自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 2以上の居住用住宅の再建方法に該当する場合の加算支援金の額は、そのうち最も高いものとする。
- 4 「賃借」には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含まない。
- 5 「法対象者」とは、法の規定により被災者生活再建支援金の支給を受ける者をいう。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

大垣市長 様

申請者
住 所
氏 名

大垣市被災者生活・住宅再建支援金支給申請書

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

[]

1 被災時の世帯状況について

(1) 単数世帯、複数世帯（○で囲む。） (単数 ・ 複数)

(2) 世帯主の氏名

	よみがな	
--	------	--

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等

現在の住所	〒
電話番号	() - -

3 住宅の被害状況

(被災日： 年 月 日)

被害状況（○で囲む。）
全壊・解体・長期避難・大規模半壊・
中規模半壊・半壊・床上浸水

解体又は長期避難の場合は、その理由

4 支援金の申請額について

(1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入。(備考欄については、初めて申請される方は必ず記入すること。2回目以降は、特に必要がない限り空欄で構わない。)

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円	/		罹災証明書 住民票 その他 ()
解体	100万円	75万円	/		
長期避難	100万円	75万円	/		
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
床上浸水	30万円	22.5万円	/		
					申請額 (A-B) : 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分		今回申請 (C)		受給済 (D)		備考 (添付書面等)
		複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊 解体 長期避難 大規模半 壊	建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()
	補修	100万円	75万円			
	賃貸住宅 ※公営住宅入 居者を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半 壊	建設・購入	100万円	75万円			罹災証明書 住民票 その他 ()
	補修	50万円	37.5万円			
	賃貸住宅 ※公営住宅入 居者を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模半 壊 (法対象者)	賃貸住宅 ※公営住宅入 居者を除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円	
						申請額 (C-D) : 万円

注1 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲む。(その他の場合は書類名も記入)

注2 それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらの中の高いほうの額が最終的な支給額となる。既に受給した支援金がある場合は受給済み額との差額を「申請額」の欄に記入する。

5 支援金受取方法（口座振込扱い）

振 込 先	振込先金融機関	預金種類
	(銀行) (本店) (農協) (支店) (金庫) (出張所) (組合)	1 普通 2 当座
	いずれかに○をつけてください。	いずれかに○をつけてください。
	フリガナ	口座番号
	口座名義	

〈注〉振込口座は、支援対象者名義の口座に限ります。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長 印

大垣市被災者生活・住宅再建支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された大垣市被災者生活・住宅再建支援金については、
次のとおり決定したので通知します。

- | | | | | | |
|---|----------|-------|---|---|---|
| 1 | 支援金支給申請日 | 年 | 月 | 日 | |
| 2 | 支給決定額 | | | | 円 |
| 3 | 支援金の内訳 | 基礎支援金 | | | 円 |
| | | 加算支援金 | | | 円 |

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大垣市長 

大垣市被災者生活・住宅再建支援金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請があった大垣市被災者生活・住宅再建支援金については、
審査の結果、次の理由により不支給と決定したので通知します。

（理由）

第4号様式（第8条関係）

大垣市被災者生活・住宅再建支援金完了報告書

年 月 日

大垣市長 様

申請者
住所
氏名

年 月 日付けで交付決定のあった大垣市被災者生活・住宅再建支援金について住宅の再建が完了したので次のとおり報告します。

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類
別添のとおり